

# 死刑執行始末書 56 件の紹介

——1947年7月～1949年12月——

永 田 憲 史

日本では、死刑の執行方法が法令で詳細に規定されていない。しかも、政府は死刑執行についての情報を明らかにすることに消極的であり、死刑執行はそのほとんど全てがベールに包まれてきた<sup>1)</sup>。

こうした中、筆者は、第二次世界大戦終戦後、連合国最高司令官総司令部（General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers ; GHQ/SCAP）が我が国を占領・支配していた時期に、日本政府が英語で作成し、連合国最高司令官総司令部に提出していた死刑執行起案書及び46件の死刑執行始末書などを入手し、公表した<sup>2)</sup>。

このたび、新たに56件の死刑執行始末書を発見及び入手することができた。今回入手した文書も、既に公表した文書と同様の方法で入手した。すなわち、連合国最高司令官総司令部が収集及び保管していた文書はアメリカ合衆国の国立公文書館に原本が収蔵されている。その原本をマイクロフィッシュで複製したものが我が国の国立国会図書館憲政資料室に日本占領関係資料の一部として収蔵されている。筆者はこのマイクロフィッシュを利用して文書を手に入れた。なお付言すると、今回発見された文書は全てアメリカ合衆国の国立公文書館及び我が国の国立国会図書館で公開されていた資料であって、複製は可とされており、その入手は適法かつ適正に行なわれている。

今回発見及び入手された文書は、連合国最高司令官総司令部参謀第2部（G2）が保管していたものである。連合国最高司令官総司令部記録（GHQ/SCAP Records）<sup>3)</sup>のボックス番号340番、フォルダー番号28番であり、我が国の国立国会図書館が付したフォルダーの表題は「執行（Executions）」である<sup>4)</sup>。原本が作成又は保管された時期

---

1) 詳細については、拙著『GHQ 文書が語る日本の死刑執行——公文書から迫る絞首刑の実態——』（現代人文社、2013）13-14頁参照。

2) 拙著・前掲注(1)39-131頁。

3) RG 331, National Archives and Records Service.

4) 分類番号は424番とされている。

## 死刑執行始末書56件の紹介

は1947年2月乃至1949年11月と表記されている。総数は544枚である。

翻訳に当たっては、原則として原本の記載を忠実に再現することを心掛けた。但し、スペルミスや明らかな誤記と思われる部分については例外的に修正を施した。整理番号については、既に公表した46件の死刑執行始末書と区別するため、執行順に101番から番号を付した。原本の画像データについては、比較的鮮明なものを例として掲載した。また、手書きのものについても特徴的であることから掲載した。いずれも、原本は全くマスキングされていないものの、個人情報保護の観点から一部をマスキングした。

今回紹介する死刑執行始末書及び関連文書の分析については、別の機会に譲ることとしたい。

●死刑執行始末書【整理番号 101】

---

1947年7月5日

差出人： 名古屋刑務所長 古橋浦四郎

宛先： 司法省行刑局長 岡田善一様

執行に関する報告

本籍地： 朝鮮〇〇道〇〇郡〇〇面〇〇。

現住所： 住所不定。

氏名： J. N. こと T. N.

生年月日： 1922年11月〇〇日。 《訳者注：24歳》

職業： 無職。

1. 罪名： 強盗殺人。
2. 判決： 1947年1月31日名古屋控訴院において死刑判決を受け、同判決は1947年2月2日に確定した。
3. 執行日： 1947年7月3日午前10時24分。
4. 執行立会者： 名古屋高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。 名古屋高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。
5. 執行状況： 1947年7月3日午前9時45分、被収容者は舎房より刑場に移され、司法省事務官〇〇〇 〇〇〇より、司法大臣の命令及び名古屋高等検察庁検事長 〇〇〇 〇〇〇の指示によって執行が本日本行われることが告げられた。

【2ページ目なし】

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 102】

名古屋刑務所

1947年7月23日

宛先： 司法省行刑局長 岡田善一様

件名： 執行に関する報告

氏名： N. N.

生年月日： 1926年6月〇〇日。 《訳者注：21歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

職業： 木炭職人。

罪名： 強盗殺人。

判決： 死刑は名古屋控訴院で1946年10月16日に言渡され、1946年10月22日に判決が確定した。

執行日： 1947年7月19日午前10時35分。

執行立会者：

名古屋高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

名古屋高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱及び受取人：

監獄法74条に従い、遺体は上記住所で暮らす被執行者の実父である〇〇〇 〇〇〇により受け取られた。

名古屋刑務所長  
古橋 浦四郎

●死刑執行始末書【整理番号 103】

宮城刑務所

1947年9月9日

宛先： 司法省行刑局長 岡田善一様

件名： 執行に関する報告

-----

氏名： M. S.

生年月日： 1923年6月〇〇日。 《訳者注：24歳》

職業： 無職。

本籍地： 〇〇県〇〇市〇〇町××番地。

現住所： 〇〇県〇〇市〇〇町××番地。

罪名： 強盗殺人。

前科： なし。

判決： 第1審。

1946年5月27日 仙台地方裁判所。

第2審。

1946年11月28日 仙台控訴院。

1946年12月12日 判決確定。

執行日： 午前9時26分 )

) 1947年9月5日。

午前9時40分15秒 )

執行立会者：

仙台高等検察庁検察官

〇〇〇 〇〇〇。

【2ページ目なし】

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 104】

---

名古屋刑務所

宛先： 司法省行刑局長 岡田善一様

件名： 執行に関する報告

-----

本籍地： ○○市○○区○○町○丁目××番地。

現住所： 同上。

氏名： H. O.

生年月日： 1924年9月○○日。 《訳者注：23歳》

職業： ○○鉄道○○作業場の予備部品部門の熟練の職人。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所：

第1審、 1946年12月23日 名古屋地方裁判所。

第2審、 1947年3月11日 名古屋控訴院。

判決確定、 1947年3月18日。

執行日： 1947年9月17日午前10時18分。

執行立会者： 名古屋地方検察庁検察官 ○○○ ○○○。

名古屋地方検察庁事務官 ○○○ ○○○。

存命中の通信：

面会： 母○○○ ○○○及び父 ○○○ ○○○と5回。

手紙： 両親及び弟との間に数回。

遺体の取扱： 監獄法74条に従い、遺体は当所に赴いて希望した実母○○○ ○○○  
に受け取られた。

-----

名古屋刑務所長  
古橋浦四郎

---

●死刑執行始末書【整理番号 105】

広島刑務所

1947年10月27日

宛先： 司法省行刑局長 岡田善一様  
件名： 執行に関する報告

-----

氏名： M. Y.

生年月日： 1908年8月〇〇日。 《訳者注：39歳》

本籍地： 〇〇県〇〇市〇〇××番地。

職業： 船員。

罪名： 窃盗、強盗殺人。

裁判所： 山口地方裁判所。

第1審判決日： 1946年6月26日（死刑）。

控訴日： 1946年7月1日。

控訴取下げ日： 1946年8月14日（判決確定）

執行日： 1947年10月27日午前9時25分。

執行立会者： 広島高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の実兄である〇〇〇 〇〇〇に遺体を受け取るよう通知したところ、同人が遺体を受け取ることができない旨申し述べたため、遺体は監獄法75条に従い、〇〇大学に送られた。

広島刑務所長  
すやま すえしち

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 106】

---

宮城刑務所

1947年10月29日

宛先： 司法省行刑局長 岡田善一様

件名： 執行に関する報告

-----

氏名： H. K. こと K. H. T.

生年月日： 1923年4月〇〇日。 《訳者注：24歳》

本籍地： 朝鮮〇〇道〇〇郡〇〇面〇〇里。

現住所： 路上生活者。

罪名： 戦時強盗殺人及び戦時放火。

判決日： 第1審： 1946年2月27日 秋田地方裁判所。

第2審： 1946年5月17日 宮城控訴院。

1946年5月23日判決確定。

前科： なし。

執行日： 1947年10月28日。

午前9時17分開始

午前9時31分20秒終了。

執行立会者： 仙台高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

仙台高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 日本に親族及び知人がいなかったため、遺体は〇〇大学に送られる予定である。

存命中の通信： なし。

宮城刑務所長

かわかみ いさみ



●死刑執行始末書【整理番号 107】

宮城刑務所

1947年10月30日

宛先： 司法省行刑局長 岡田善一様

件名： 執行に関する報告

氏名： K. K.

生年月日： 1918年5月〇〇日。 《訳者注：29歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 路上生活者。

職業： なし。

罪名： 窃盗、戦時強盗殺人。

裁判所及び判決日：

第1審 - 1946年6月10日 東京地方裁判所。

第2審 - 1946年11月30日 東京控訴院。

第3審 - 1947年4月10日 大審院。

前科：

- 1) 窃盗及び詐欺により懲役10月（東京区裁判所）
- 2) 窃盗及び詐欺により懲役1年6月（名古屋区裁判所）
- 3) 《占有離脱物？》横領により懲役6月（名古屋区裁判所）
- 4) 窃盗により懲役2年6月（岐阜区裁判所）

執行日： 1947年10月29日

午前9時28分開始

午前9時38分45秒終了。

執行立会者：

仙台地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

仙台地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

【2ページ目なし】

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 108】

広島刑務所

1947年10月31日

宛先： 法務庁行刑局長 岡田善一様

件名： 執行に関する報告

氏名： R. H.

生年月日： 1921年6月〇〇日。 《訳者注：26歳》

本籍地： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇××番地。

現住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇。

職業： 炭鉱夫。

罪名： 強盗殺人及び同未遂。

裁判所： 長崎地方裁判所。

第1審判決日： 1946年12月28日。

控訴取下げ日： 1947年2月13日。

執行日： 1947年10月30日。

午前9時8分開始。

午前9時25分死亡。

午前9時30分終了。

執行立会者：

広島高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 遺体を引き取るよう同人の実父に知らせたものの、引き取ることができないとの返答を得たため、遺体は、監獄法75条に従い、〇〇大学に送られた。

広島刑務所長

すやま すえしち

●死刑執行始末書（原本）【整理番号 108】

Declassified E.O. 12958 Section 1.4(a) / 775009

(144)

Virginia Prison

St. Oct. 1947

To : Tom-ichi UCHI, Director of S/P, S/J.

Subject: Report on Execution.

Name: [REDACTED]

BIRTH: June [REDACTED], 1881.

Residence: [REDACTED] Prefecture.

Address: [REDACTED] Prefecture.

Occupation: Unemployed.

Type of crime: Robbery, Assault and the Murder.

Court: Federal District Court.

Date of Decision of First Instance: December 28, 1945.

Date of Withdrawal of Appeal: February 12, 1947.

Date of Execution: October 20, 1947.

begin at 4:00 a.m.

died at 5:30 a.m.

finished at 6:30 a.m.

Some of Witness at the execution:

[REDACTED], a public prosecutor at Virginia High Public Prosecutor's Office,

[REDACTED], a secretary, at the above mentioned office.

Treatment of the corpse: It was intended to his real father to receive the corpse, but being supposed to be unable to receive, the corpse was, according to Art. 78 of the prison law, sent to [REDACTED] medical college.

Subject UCHI

Warden of Virginia Prison

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 109】

広島刑務所

1947年12月15日

宛先： 行刑局長 岡田善一様

件名： 執行に関する報告

-----

1. 本籍地：

〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇××番地。

現住所：

〇〇県〇〇郡〇〇町××番地 〇〇〇 〇〇〇方。

職業：

船員。

氏名：

J. N.

生年月日：

1921年8月〇〇日。 《訳者注：26歳》

2. 罪名：

艦船侵入、強盗殺人。

3. 判決日及び裁判所名

第1審： 1946年9月27日 長崎地方裁判所。

第2審： 1946年12月13日 福岡控訴院。

判決確定日： 1946年12月19日。

4. 前科： なし。

5. 執行日： 1947年12月15日。

開始：午前9時39分。

死亡：午前9時53分40秒。

終了：午前9時58分40秒。

6. 執行立会者：

広島地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

【2 ページ目なし】

●死刑執行始末書【整理番号 110】

広島刑務所

1948年7月30日

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

件名： 執行に関する報告

-----

氏名： S. K.

生年月日： 1918年11月〇〇日。 《訳者注：29歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 窃盗、強盗殺人、公務執行妨害及び殺人未遂。

裁判所及び判決日：

1947年2月3日 大分地方裁判所。

前科：

1. 窃盗及び詐欺 - 1939年3月16日兵庫県龍野区裁判所により懲役10月。
2. 横領 - 1939年3月25日兵庫県龍野区裁判所により懲役10月。

執行日： 1948年7月27日午前9時32分～午前9時51分。

執行立会者： 広島地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 遺体の受け取りのために、電報が〇〇〇 〇〇〇 (父) に送られた。しかし、遺体を受け取らないという返答があった。そのため、遺体は、〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 面会： 父と3回。

信書の発信： 父へ5回。

同人の父へ発信される手紙は、同人の後悔が言及されていた。

特記事項： なし。

広島刑務所長  
すやま すえしち

(T. K. による翻訳)

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 111】

宮城刑務所

1948年 8月28日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 宮城刑務所長  
件名： 執行に関する報告

氏名： N. O.

生年月日： 1923年 6月〇〇日。 《訳者注：25歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇××番地。

現住所： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

職業： 会社員。

罪名： 強盗、殺人、強盗未遂、殺人及び強姦。

裁判所及び判決日：

第1審： 1946年 3月11日 東京地方裁判所。

第2審： 1946年11月12日 東京控訴院。

判決確定： 1947年 4月 9日。

前科： なし。

執行日： 1948年 8月25日午前 9時48分～午前10時00分。

執行立会者： 仙台地方検察庁検察官〇〇〇 〇〇〇

仙台地方検察庁事務官〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 同人の死亡直前の願いにより、被執行者の遺体は解剖実習のため〇〇  
大学医学部に送られた。

存命中の通信：

通信なし。

特記事項：

なし。

宮城刑務所長  
かわかみ いさむ

(翻訳/T. くらた)

●死刑執行始末書【整理番号 112】

大阪拘置所

1948年8月26日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 大阪拘置所所長 ほんだ せいいち  
件名： 執行に関する報告

-----  
氏名： H. F.

生年月日： 1906年2月〇〇日。 《記者注：42歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗、殺人、傷害、殺人未遂、窃盗及び逃走。

裁判所及び判決日：

第1審： 1947年3月18日 神戸地方裁判所。

第2審及び判決確定： 1947年5月19日。

前科： 8犯。

執行日： 1948年8月26日午前10時52分～午前11時04分。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

大阪高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱：

同人の弟〇〇〇 〇〇〇の要望により、被執行者の遺体は、〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信：

被執行者の実家には、年老いた父、弟の家族が居住していた。同人の父は被執行者を勸当した。弟は存命中に同人を訪れた。

特記事項： なし。

大阪拘置所長  
ほんだ せいいち

(T. & T./ T. K.)

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 113】

広島刑務所

1948年10月6日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 広島刑務所長 すやま すえしち  
件名： 死刑判決執行に関する報告

氏名： M. S.

生年月日： 1923年1月〇〇日。 《訳者注：25歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村字〇〇。

現住所： 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目××番地 〇〇〇 〇〇〇方。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

裁判所及び判決日：

1946年11月20日 広島控訴院。第2審。

1947年3月24日 大審院（上告棄却）。

前科：

窃盗のため、1943年6月11日より1944年4月4日まで姫路少年刑務所にて服役（仮出獄により釈放）。

執行日： 1948年10月5日午前10時4分～午前10時24分。

執行立会者： 広島高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱：

遺体を受け取ることができるかどうかを尋ねる電報が同人の本籍地に居住する同人の父〇〇〇 〇〇〇に送られた。〇〇〇 〇〇〇が遺体を受け取れることを求めないと返答したため、遺体は〇〇大学に送られた。

存命中の通信：

面会はなかったものの、2通の手紙が発信され、1通の手紙が受信された。

特記事項：

共犯者の〇〇〇 〇〇〇は強盗殺人のために無期懲役の判決を受け、1946年11月22日より広島刑務所に服役中である。

広島刑務所長  
すやま すえしち



●死刑執行始末書【整理番号 114】

写

宮城刑務所  
1948年10月18日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 宮城刑務所長 かわかみ いさむ

件名： 執行に関する報告

-----  
氏名： G. T.  
年齢： 50歳。  
本籍地： ○○市○○町○丁目××番地。  
現住所： 同上。  
職業： 庭師。  
罪名： 強盗殺人、殺人未遂。  
裁判所及び判決：  
第1審： 1947年7月22日 横浜地方裁判所。  
第2審： 1947年3月24日 東京控訴院。  
判決確定日： 1947年10月7日。  
前科： 詐欺のため懲役8月。  
執行日： 1948年10月15日午前9時32分～午前9時47分。  
執行立会者： 仙台地方検察庁検察官 ○○○ ○○○。  
                  仙台地方検察庁事務官 ○○○ ○○○。  
遺体の取扱：  
被執行者の意思により、遺体は、解剖実習の目的のため、○○大学に送られた。  
遺骨は被執行者の兄○○○ ○○○に渡されることとなろう。  
存命中の通信：  
なし。  
特記事項：  
なし。

宮城刑務所長  
かわかみ いさむ

(T. T. / T. K.)  
本始末書は  
1948年11月24日に到着した。

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 115】

写

広島刑務所

1948年10月20日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 広島刑務所長 すやま すえしち

件名： 執行に関する報告

氏名： S. I.

生年月日： 1917年3月〇〇日。 《訳者注：31歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

裁判所及び判決日：

第1審： 1946年12月26日 福岡地方裁判所久留米支部。

第2審： 1947年3月13日 福岡控訴院。

前科：

なし。

執行日： 1948年10月20日午前8時53分～午前9時15分。

執行立会者： 広島地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱：

死体を引き取ることができるかどうか尋ねる電報が被執行者の弟である〇〇〇 〇〇〇に送られた。死体を引き取ることが望まないという返答がもたらされた。それゆえ、遺体は、監獄法75条に従い、〇〇大学に送られた。

存命中の通信：

面会はなかったものの、弟である〇〇〇 〇〇〇と被執行者の間に手紙のやり取りがあった（発信13通、受信5通）。

弟である〇〇〇 〇〇〇は、S. I. の健康をいつも心配しており、「〇〇〇 〇〇〇が家族の面倒を見るので、私たち家族のことは心配いりませんから、S. I. はご自愛なさいますよう」と伝えていた。

特記事項： 同人の共犯者（R. O.）も同日に執行された。

【2ページ目なし】

●死刑執行始末書【整理番号 116】

写  
広島刑務所

1948年10月20日

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 刑務所長すやま すえしち

件名： 執行に関する報告

氏名： R. O.

生年月日： 1916年7月〇〇日。 《訳者注：32歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇町××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

裁判所及び判決日：

第1審： 1946年12月26日 福岡地方裁判所。

第2審： 1947年3月13日 福岡控訴院。

前科：

なし。

執行日： 1948年10月20日午前10時11分～午前10時32分。

執行立会者： 広島地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 遺体を引き取ることができるかどうか被執行者の本籍地に居住する同人の父である〇〇〇 〇〇〇電報が送られた。

遺体を引き取らないという返答がもたらされた。それゆえ、遺体は監獄法75条に従い、〇〇大学に送られた。

存命中の通信：

なし。

特記事項：

同人の共犯者（S. I.）は1948年10月20日に執行された。

広島刑務所長  
すやま すえしち

(T. & T./T. K.)

●死刑執行始末書【整理番号 117】

写

広島刑務所

1948年10月26日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 広島刑務所長 すやま すえしち

件名： 執行に関する報告

氏名： S. A.

生年月日： 1916年 8月〇〇日。 《訳者注：32歳》

本籍地： 〇〇府〇〇市〇〇町××番地。

現住所： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

職業： 木こり。

罪名： 強盗殺人。

裁判所及び判決日：

第1番： 1947年 4月21日 福岡地方裁判所飯塚支部。

第2番： 1947年10月2日 福岡高等裁判所。

前科：

罪名： 尊属殺。

裁判所及び公判日： 1934年 2月28日 大阪地方裁判所。

判決： 懲役5年以上10年以下。

判決開始： 1934年 3月 8日。

釈放日： 仮出獄により小田原少年刑務所を1940年12月25日。

執行日： 1948年10月26日午前9時41分～午前9時58分。

執行立会者： 広島地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱：

被執行者の母である〇〇〇 〇〇〇に遺体を取りに来るか否か尋ねる電報が送られた。遺体を引き取ることは望まないという返答がなされた。それゆえ、遺体は監獄法75条に従い、〇〇大学に送られた。

存命中の通信：

2通の手紙が〇〇〇 〇〇〇（兄）に宛てて書かれた。

1通の手紙が××× ×××（《意味不明》）に宛てて書かれた。

被執行者は3通の手紙を〇〇〇 〇〇〇及び××× ×××から受け取った。

しかし、面会は全くなかった。

特記事項： なし。

広島刑務所長

すやま すえしち

(T. & T./T. K.)

●死刑執行始末書【整理番号 118】

写

大阪拘置所

1948年11月2日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 大阪拘置所長 ほんだ せいいち  
件名： 執行に関する報告

-----

氏名： Y. S.

生年月日： 1921年10月30日。 《訳者注：26歳》

本籍地： ○○県○○郡○○村○○××番地。

現住所： ○○県○○郡○○町○○××番地 ○○○方。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

裁判所及び判決日： 1947年4月26日 大阪控訴院。

判決確定： 1947年10月10日。

前科： なし。

執行日： 1948年10月29日午前10時42分～午前10時58分。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 ○○○ ○○○。

大阪高等検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱：

被執行者の父である○○○ ○○○が同人の息子の遺体を受け取るつもりはないと述べたため、被執行者の遺体は監獄法75条に従い、○○大学医学部に送られた。

存命中の通信：

6人の兄弟姉妹と両親がいた。

彼らは何度か同人に会うために訪れ、同人に手紙を書いた。

被執行者と家族の間には心の通った親密な人間関係があった。

特記事項： なし。

(T. & T./T. K.)

大阪拘置所所長  
ほんだ せいいち

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 119】

名古屋刑務所

1948年11月15日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 名古屋刑務所長 よしだ こうき

件名： 執行に関する報告

氏名： Y. M.

生年月日： 1919年8月〇〇日。 《記者注：29歳》

本籍地： 〇〇市〇〇××番地。

職業： 無職。

罪名： 殺人。

判決日及び裁判所： 1947年4月24日 名古屋控訴院。

1947年10月18日が確定判決日である。

執行日： 1948年11月11日午前10時59分 名古屋刑務所。

執行立会者：

名古屋高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

名古屋高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

前科： なし。

遺体の取扱：

被執行者の遺体は、〇〇市〇〇××番地に居住する被執行者の妻である〇〇〇  
〇〇〇に引き渡された。

存命中の通信：

被執行者の祖父及び妻と何回かの面会及び手紙のやりとりがあった。

特記事項：

過去の悪行を悔い、宗教的な誠実さを持って残りの人生を過ごしていた。

名古屋刑務所長

よしだ こうき

(TT/T. K.)

●死刑執行始末書【整理番号 120】

福岡刑務所

1948年11月16日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 福岡刑務所長 あらまき せいしゅう

件名： 執行に関する報告

氏名： (T. M. こと) O. I.  
生年月日： 1920年4月〇〇日。 《訳者注：28歳》  
本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。  
現住所： 住所不定。  
職業： 無職。  
罪名： 殺人及び窃盗。

判決日及び裁判所：

第1審： 1947年1月31日 長崎地方裁判所。

第2審： 1947年5月5日 福岡高等裁判所。

第3審： 1947年11月27日 東京高等裁判所。

前科： 1. 窃盗のため1934年11月6日佐世保区裁判所により懲役1年以上2年以下。  
2. 窃盗のため1937年7月2日柳川区裁判所により懲役1年以上3年以下。  
3. 窃盗のため、1942年2月?日柳川区裁判所により懲役2年6月。

執行日： 1948年11月11日午前11時00分～午前11時17分 福岡刑務所。

執行立会者：

福岡高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

福岡高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱：

遺体は、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇××番地に居住する被執行者の兄である〇〇  
〇 〇〇〇に引き渡された。

存命中の通信：

1通の手紙が兄〇〇〇 〇〇〇に宛てて書かれた。

特記事項：

なし。

福岡刑務所長  
あらまき せいしゅう

(TT/TK)

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書（原本）【整理番号 120】

Reclassified U.S. 1981 Section 3-021/000 No. **775009**

Fukuoka Prison  
October 10, 1948

The Warden, Director of Prisons, S.S.  
From: Iside Isidori, Warden of Fukuoka Prison.

Subject: Report on Execution.

Name: [REDACTED], (alias [REDACTED])

Age: April 1, 1901

Residence: [REDACTED], Prefecture.

Education: Uneducated.

Occupation: None

Name of Crime: Murder & Theft.

Date and Court of Sentences:

1st Instance: January 21, 1947 at Regional District Court.

2nd " : July 1, 1947 at Fukuoka High Court.

3rd " : November 27, 1947 at Tokyo High Court.

Previous Sentences: 1. November 4, 1934 at District Local Court.  
Theft, 1 year to 3 years of hard labor.  
2. July 2, 1937 at Fukuoka Local Court.  
Theft, 1 year to 3 years of hard labor.  
3. February 4, 1947 at Fukuoka Local Court.  
Theft, 2 years & months of hard labor.

Date of Execution: September 22, 1948 from 11:00 to 11:20 a.m. at Fukuoka Prison.

Witness of Execution: [REDACTED], Public Prosecutor of Fukuoka High Prosecutor Office,  
Secretary of [REDACTED].

Treatment of Corpses: The corpse was handed to the elder brother of the executed,  
Naruhiko Isidori who lived in Higashikobuchi, Higashi-ku,  
Fukuoka-shi, Fukuoka Prefecture.

Communication while in life: The latter had wrote to his elder brother, [REDACTED].

Remarks: None.

Iside Isidori,  
Warden of Fukuoka Prison.

177721



●死刑執行始末書【整理番号 121】

名古屋刑務所

1948年11月24日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 名古屋刑務所長 よしだ こうき

件名： 執行に関する報告

氏名： T. T.

生年月日： 1925年10月〇〇日。 《訳者注：23歳》

本籍地： 〇〇市〇〇××番地。

職業： 日雇い労働者。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所： 第1審、 1947年5月9日 富山地方裁判所。

第2審、 1947年10月15日 名古屋高等裁判所。

判決確定日： 1947年12月3日。

執行日： 1948年11月17日午前10時35分 名古屋刑務所。

執行立会者： 名古屋高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

名古屋高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 遺体は、監獄法74条に従い、同人の意思によって被執行者の本籍地に居住している同人の父〇〇〇 〇〇〇に引き渡された。

存命中の通信： 本籍地より同人の姉〇〇〇及び弟〇〇〇が10回ほど(?)面会に訪れ、そのたびに「私たち家族のことはよいので、ご自愛なさい」と同人に告げ、宗教的な誠実さを持ち、反省して残りの人生を送るよう求めた。それに加えて、被執行者と家族との間に20回以上の通信がなされた。同人は、家族に対し自らが犯罪を犯したことについて謝罪するのが常であった。

特記事項： 過去の悪行を悔い、宗教的誠実さ及び感謝を持って残りの人生を過ごした。

【注：原本は2ページ】

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 122】

宮城刑務所

1948年11月29日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 宮城刑務所長 かわかみ かん

件名： 執行に関する報告

氏名： A. S.

生年月日： 1921年10月〇〇日。 《訳者注：27歳》

本籍地： 〇〇県〇〇市〇〇町××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人及び窃盗。

判決日及び裁判所： 第1審： 1947年11月21日 甲府地方裁判所。

第2審及び判決確定： 1949年12月19日 控訴取下げ。

前科： なし。

執行日： 1948年11月25日午前9時50分～午前10時5分。

執行立会者： 仙台地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

仙台地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 遺体を引き取るよう求める電報が被執行者の年老いた母である〇〇〇  
〇〇〇に送られた。しかし、返答はなかった。それゆえ、遺体は、〇〇大  
学医学部に送られた。

存命中の通信： なし。

特記事項： なし。

宮城刑務所長  
かわかみ かん

T/? R.

7/1/49

●死刑執行始末書【整理番号 123】

大阪拘置所

1948年11月26日

宛先： 法務総裁 殖田俊吉様

差出人： 大阪拘置所長 ほんだ せいいち

件名： 執行に関する報告

氏名： K. U.

生年月日： 1923年11月〇〇日。 《訳者注：25歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 同上。

職業： 無職。

罪名： 住居侵入、窃盗、強盗殺人、強盗致傷及び放火。

判決日及び裁判所： 第1審： 1947年6月17日 大阪高等裁判所。

第2審： 1947年12月4日 最高裁判所。

上告棄却、判決確定。

前科 2犯。

執行日： 1948年11月25日午前10時55分～午前11時8分40秒 大阪拘置所。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

大阪高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の遺体を引き渡すよう求める者はいなかった。それゆえ、存命中の被執行者の要望に従い、解剖実習に供するため、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 被執行者の実家には長兄とその妻、その2人の子と同人の2人の妹がいた。被執行者は何度かの面会と手紙を受け取っており、被執行者と家族との間には心の通った親密な関係があった。

【2ページ目なし】

●死刑執行始末書【整理番号 124】

---

名古屋刑務所

1948年11月29日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 名古屋刑務所長 よしだ こうき

件名： 執行に関する報告。

氏名： (K. Y. こと) O. A.

生年月日： 1889年8月〇〇日。 《訳者注：59歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所： 1947年5月15日 名古屋高等裁判所。

1947年11月21日 東京高等<sup>(ママ)</sup>裁判所。

上告<sup>?</sup>棄却、判決確定。

執行日： 1948年11月28日午前10時41分 名古屋刑務所。

執行立会者： 名古屋高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

名古屋高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の意思及び家族の要望により、遺体は、監獄法施行規則179条に従い、解剖実習のため、〇〇大学病院に送られた。

存命中の通信： 被執行者は、法的には結婚していない妻から、「私たち家族のことはよいので、ご自愛ください」と書かれた50通乃至60通の手紙を受け取った。被執行者も、同女及び知人に対して、年老いた両親と子どもたちの面倒を見てくれるよう手紙を書いた。何回かの面会がなされた。

特記事項： なし。

【2 ページ目なし】

●死刑執行始末書【整理番号 125】

福岡刑務所

1948年12月6日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 福岡刑務所長 あらまき せいしゅう

件名： 執行に関する報告

氏名： S. C.

生年月日： 1912年2月〇〇日。 《訳者注：36歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 同上。

職業： 農業及び家畜《文字不鮮明》。

罪名： 強盗殺人及び放火。

判決日及び裁判所：

第1審： 1946年9月14日 宮崎地方裁判所。

第2審： 1947年1月16日 福岡控訴院。

《文字不鮮明》： 1947年11月6日 東京高等裁判所。<sup>(ママ)</sup>

前科： なし。

執行日： 1948年11月30日午前11時～午前11時11分 福岡刑務所。

執行立会者： 福岡高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

福岡高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の信念により、遺体は火葬された。遺骨は本籍地に居住する被執行者の妻である〇〇〇 〇〇〇に渡された。

存命中の通信： 1通の手紙だけが同人の妻〇〇〇 〇〇〇と弟〇〇〇 〇〇〇に書かれた。

特記事項： 1つの《文字不鮮明》があった。

【2ページ目なし】

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 126】

宮城刑務所

1948年12月9日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 宮城刑務所長 かわかみ かん

件名： 執行に関する報告

氏名： S. Y.

生年月日： 1888年11月〇〇日。 《訳者注：60歳》

本籍地： 東京都〇〇区〇〇町（《文字不鮮明》における変更により、現在は××区××町に変更されている）〇丁目〇番〇号。

現住所： 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目××番地 〇〇〇 〇〇〇方。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所： 第1審、1947年2月17日 横浜地方裁判所。

第2審、1947年6月9日 東京高等裁判所。

第3審及び判決確定、1948年1月28日 上告棄却。

前科： なし。

執行日： 1948年12月6日午前9時48分～午前10時3分 宮城刑務所。

執行立会者： 仙台地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

仙台地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目××番地に居住する被執行者の弟である〇〇〇 〇〇〇〇に対して遺体を引き取るよう電報が送られた。しかし、返答はなかった。それゆえ、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： なし。

宮城刑務所長  
かわかみ かん

●死刑執行始末書【整理番号 127】

宮城刑務所

1948年12月20日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 宮城刑務所長 かわかみ かん

件名： 執行に関する報告

氏名： I. K.

生年月日： 1922年4月〇〇日。 《訳者注：26歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 住居侵入及び強盗殺人。

判決日及び裁判所： 第1審： 1947年5月23日 横浜地方裁判所。

第2審： 1947年10月7日 東京高等裁判所。

第3審及び判決確定： 1948年3月27日 上告棄却。

前科： 1犯。

執行日： 1948年12月8日午前10時7分～午前10時19分 宮城刑務所。

執行立会者： 仙台地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

仙台地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇字〇〇××番地に居住する被執行者の父である  
〇〇〇 〇〇〇に遺体を引き取るよう電報が送られた。しかし、父の意  
思により、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 被執行者と知人との間に1回面会がなされた。

特記事項： なし。

宮城刑務所長  
かわかみ かん

T/《文字不鮮明》

《文字一部欠け》

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 128】

札幌刑務所

1949年2月8日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 札幌刑務所長代理 かさい かずなり

件名： 執行に関する報告

氏名： T. M.

生年月日： 1918年4月〇〇日。 《訳者注：30歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村字〇〇××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所： 第1審、1947年9月23日 旭川地方裁判所。第2審、1947年9月25日 札幌高等裁判所。第3審及び判決確定、1947年12月18日 上告棄却。

前科： なし。

執行日： 1948年12月8日午前10時51分～午前11時7分 札幌刑務所。

執行立会者： 札幌高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

札幌高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の意思により、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 被執行者の両親は同人の幼少時に死去し、同人の人生は不幸なものであったが、同人の姉である〇〇〇 〇〇〇は血縁関係の愛情によって同人を愛しており、そのため、面会が1回なされるとともに、通信が多数回なされた。

特記事項： 自らの過去の悪行を悔い、同人は宗教的な誠実さを持って残された人生を過ごしていた。

札幌刑務所長代理  
かさい かずなり

T/S. E.

8/2/49



●死刑執行始末書【整理番号 129】

名古屋刑務所

1948年12月14日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 名古屋刑務所長 よしだ こうき  
件名： 執行に関する報告

氏名： M. U.

生年月日： 1916年1月〇〇日。 《訳者注：32歳》

本籍地： 〇〇県〇〇市〇〇町××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所：

第1<sup>ママ</sup>審： 1947年9月29日 名古屋高等裁判所。

第2<sup>ママ</sup>審及び確定判決： 1948年5月20日 最高裁判所（上告棄却）。

前科： 1犯

執行日： 1948年12月10日午前10時42分 名古屋刑務所。

執行立会者： 名古屋高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

名古屋高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の意思及び家族の要望により、遺体は、監獄法施行規則179条に従い、解剖実習のため、〇〇大学病院に送られた。

存命中の通信： 被執行者の実家には、年老いた両親と妹がいた。

被執行者と父の間には面会がなされなかったものの、〇〇〇 〇〇〇が同人に会うためにやってきた。

特記事項： なし。

名古屋刑務所長  
よしだ こうき

TT/TK

1948年12月28日

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 130】

大阪拘置所

1948年12月13日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 大阪拘置所長 ほんだ せいいち

件名： 執行に関する報告

-----

氏名： U. S.

生年月日： 1925年10月〇〇日。 《訳者注：22歳》

本籍地： 〇〇市〇〇区〇〇×丁目××番地。

現住所： 同上。

職業： 大工見習。

罪名： 強盗殺人及び窃盗。

判決日及び裁判所：

第1審： 1947年5月26日 大阪高等裁判所。

第2審：<sup>(ママ)</sup> 1947年5月28日 本件は高等裁判所に<sup>(ママ)</sup>上告された。

第3審及び判決確定： 1948年2月12日 最高裁判所。

前科： なし。

執行日： 1948年12月10日午前11時10分～午前11時21分。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

大阪高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の遺体を引き渡すよう求める者はいなかった。被執行者の意思により、遺体は監獄法施行規則179条に従い、〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信：

同人には年老いた両親、弟及び妹がいた。同人の父が病床にあったため、同人の父と被執行者との間には面会はなかった。しかし、同人の母及び妹と被執行者との間には何回かの面会があった。同人の家族の間には親密な関係があった。

大阪拘置所長  
ほんだ せいいち

TT/TK

●死刑執行始末書【整理番号 131】

名古屋刑務所

1948年12月14日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 名古屋刑務所長 よしだ こうき

件名： 執行に関する報告

氏名： S. S.

生年月日： 1913年1月〇〇日。 《訳者注：35歳》

本籍地： 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所： 第1審、1947年9月29日 名古屋高等裁判所、  
第2審及び確定判決 1948年5月20日 上告棄却。

前科： 2犯。

執行日： 1948年12月10日午前11時37分 名古屋刑務所。

執行立会者： 名古屋高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

名古屋高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の意思及び家族の要望により、遺体は、監獄法施行規則179条に従い、解剖実習のため、〇〇大学病院に送られた。

存命中の通信： 被執行者の実家には、年老いた実母と妹がいた。被執行者と母との間に何回かの面会があった。

特記事項： 過去の悪行を悔い、同人は当所において宗教的な誠実さと感謝を持って人生を過ごしていた。

名古屋刑務所長  
よしだ こうき

TT/TK

1948年12月28日

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 132】

写

名古屋刑務所

1948年12月24日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 名古屋刑務所長 よしだ こうき  
件名： 執行に関する報告

氏名： T. Y.

生年月日： 1916年4月〇〇日。 《訳者注：32歳》

本籍地： 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所：

第1審： 1947年9月29日 名古屋高等裁判所。

第2審： 1947年9月30日 最高裁判所。

第3審及び確定判決： 1948年5月30日 最高裁判所。 (上告棄却)

前科： 4犯。

執行日： 1948年12月10日午後1時18分 名古屋刑務所。

執行立会者： 名古屋高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

名古屋高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 遺体は、存命中の被執行者の意思により、解剖実習に用いるために〇〇  
大学病院へ送られた。

存命中の通信： 面会はなかったものの、実兄の〇〇〇 〇〇〇と被執行者の間に数回  
の手紙のやり取りがあった。

特記事項：

なし。

名古屋刑務所長  
よしだ こうき

TT/TK

1948年12月28日

●死刑執行始末書【整理番号 133】

大阪拘置所

1948年12月17日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 大阪拘置所所長 ほんだ せいいち

件名： 執行に関する報告

氏名： M. K.

生年月日： 1916年7月〇〇日。 《訳者注：32歳》

本籍地： 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗致死。

判決日及び裁判所： 第1<sup>(ママ)</sup>審、1947年12月11日 大阪高等裁判所。

第2<sup>(ママ)</sup>審及び判決確定、1947年12月18日 上告取下げ。

前科： なし。

執行日： 1948年12月15日午前10時32分～午前10時47分。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

大阪高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の意思と家族の申出により、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 被執行者の実家には、兄がいた。同人の兄と被執行者との間に数回の面会及び通信があった。

特記事項： 同人の過去の悪行を悔い、宗教的誠実さと拘置所への感謝を持って残された人生を過ごしてきた。

大阪拘置所所長  
ほんだ せいいち

T/? E. 7/1/49

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 134】

宮城刑務所

1948年12月20日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 宮城刑務所長 かわかみ けん

件名： 執行に関する報告

氏名： R. H. F.

生年月日： 1921年6月〇〇日。 《訳者注：27歳》

本籍地： 朝鮮〇〇道〇〇府、詳細不明。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 殺人及び銃砲火薬類取締法違反等。

判決日及び裁判所： 第1審、1947年4月11日 甲府地方裁判所。

第2審、1947年11月12日 東京高等裁判所。

第3審及び判決確定、1948年5月27日 最高裁判所、上告棄却。

前科： なし。

執行日： 1948年12月20日午前10時10分～午前10時23分 宮城刑務所。

執行立会者： 仙台地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

仙台地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 〇〇県〇〇郡〇〇村に居住する被執行者の知人に対して遺体を引き取るよう電報が送られた。しかし、返答はなかった。それゆえ、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 被執行者と知人の間に数回の面会があった。

特記事項： なし。

宮城刑務所長  
かわかみ かん

/T/?. E. 7/1/49

●死刑執行始末書【整理番号 135】

名古屋刑務所

1948年12月23日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 名古屋刑務所長 よしだ こうき

件名： 執行に関する報告。

氏名： K. K.

生年月日： 1924年7月〇〇日。 《訳者注：24歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 殺人及び放火未遂。

判決日及び裁判所： 第1審、1947年6月2日 津地方裁判所。

第2審及び確定判決、1947年8月14日 控訴<sup>?</sup>取下げ。

前科： 2犯。

執行日： 1948年12月20日午後10時41分<sup>(ママ)</sup> 名古屋刑務所。

執行立会者： 津地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

津地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の意思及び家族の要望により、遺体は、監獄法施行規則179条に従い、解剖実習のため、〇〇大学病院に送られた。

存命中の通信： 同人のおじとの間で何回かの面会がなされた。

特記事項： なし。

名古屋刑務所長  
よしだ こうき

T/S. S. 7/1/49

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 136】

広島刑務所

1948年12月24日

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： すやま すえしち 広島刑務所長。

件名： 執行に関する報告。

氏名： I. I. 及び Y. S. こと R. K.-R.

生年月日： 1903年5月〇〇日。 《訳者注：45歳》

本籍地： 朝鮮〇〇道〇〇郡〇〇面〇〇里。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 殺人及び窃盗。

判決日及び裁判所： 第1審、 1947年3月12日 大分地方裁判所。

第2審、 1947年3月27日 福岡控訴院。

第3審及び確定判決、 1947年8月18日 最高裁判所 上告取  
下げ。

前科： 1犯。

執行日： 1948年12月24日午前10時8分～午前10時28分。

執行立会者： 広島地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の遺体を引き渡すよう求める者がいなかったため、遺体は、監  
獄法施行規則179条に従い、解剖実習のため、〇〇医科大学に送られた。

存命中の通信： 被執行者と知人との間に1回面会がなされた。

特記事項： なし。

広島刑務所長  
すやま すえしち

T/S. S. 7/1/49



●死刑執行始末書【整理番号 137】

宮城刑務所

1949年2月8日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 宮城刑務所長代理 しまむら かん

件名： 執行に関する報告

氏名： H. M.

生年月日： 1912年11月〇〇日。 《訳者注：36歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 同上。

職業： 石工。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所： 第1審、1947年11月28日 宇都宮地方裁判所。第2審、1948年4月22日 東京高等裁判所。第3審及び判決確定、1948年8月4日 上告棄却。

前科： なし。

執行日： 1949年1月17日午前9時33分～午前9時47分 宮城刑務所。

執行立会者： 仙台地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

仙台地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の意思により、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： なし。

特記事項： なし。

宮城刑務所長代理  
しまむら かん

?/S. E. 8/2/49

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 138】

大阪拘置所

1949年2月14日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 大阪拘置所長 ほんだ せいいち

件名： 執行に関する報告

氏名： S. T.

生年月日： 1921年8月〇〇日。 《訳者注：26歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇××番地。

現住所： 同上。

職業： 保険業、勧誘員及び「リキシャ屋」。

罪名： 住居侵入及び強盗殺人。

判決日及び裁判所： 第1審： 1946年12月27日 高松地方裁判所。

第2審： 1947年6月23日 大阪高等裁判所。

第3審及び判決確定： 1948年6月23日 最高裁判所。 (上告棄却)

前科： なし。

執行日： 1948年1月20日午前11時4分～午前11時19分 大阪拘置所。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

大阪高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の遺体を引き渡すよう求める者はいなかった。存命中の被執行者の意思により、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 同人の父は存命していなかったため、妹が数回同人に面会にやってきた。

被執行者と家族との間には多数回の通信があった。

特記事項： なし。

大阪拘置所所長  
ほんだ せいいち

T/S. E. 14/2/1949

T/TK

●死刑執行始末書【整理番号 139】

大阪拘置所

1949年2月14日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 大阪拘置所長 ほんだ せいいち

件名： 執行に関する報告

氏名： T. O.

生年月日： 1924年2月〇〇日。 《訳者注：24歳》

本籍地： 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇××番地。

現住所： 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇。

職業： 大工。

罪名： 住居侵入及び強盗殺人。

判決日及び裁判所： 第1番： 1946年12月27日 高松地方裁判所。

第2番： 1947年6月23日 大阪高等裁判所。

第3番及び判決確定： 1948年6月23日 最高裁判所。 (上告棄却)

前科： なし。

執行日： 1949年1月21日午前11時3分～午前11時14分 大阪拘置所。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

大阪高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 遺体は、存命中の被執行者の意思により、〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 同人の母は死亡している。弟及び妹並びに妻は当所から相当遠方に居住しているため、面会はなかったものの、家族との間に手紙による通信が多数回あった。それゆえ、家族の間には親密な関係があった。

特記事項： なし。

大阪拘置所長  
ほんだ せいいち

T/S. E. 14/2/49

T/TK

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 140】

大阪拘置所

1949年3月9日

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 大阪拘置所長 ほんだ せいいち

件名： 執行に関する報告

氏名： S. S.

生年月日： 1917年3月〇〇日。 《訳者注：31歳》

本籍地： 〇〇県〇〇市〇〇町××番地。

現住所： 神戸刑務所収監中。

職業： なし。

罪名： 殺人。

判決日及び裁判所： 第1<sup>(ママ)</sup>審、1948年7月1日 大阪高等裁判所。

第2<sup>(ママ)</sup>審及び判決確定、1948年7月7日 上告取下げ。

前科： 7犯。

執行日： 1949年2月18日午前10時42分～午前10時57分 大阪拘置所。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

大阪高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の遺体を引き取ることを求める者がなく、存命中の被執行者の意思により遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 被執行者の実家には、兄と妹がいた。実家が遠方であったため、面会は全くなかったものの、兄と被執行者との間に通信がしばしば行われた。

特記事項： なし。

大阪拘置所長  
ほんだ せいいち

T/S.E. 9/3/49

【手書きの文書】

●死刑執行始末書【整理番号 140】 (原本)

775009

Osaka Detention House  
March 1, 1941

To: Masahiro Furukachi, Director of O.C.B.D. and G.  
From: Seiichi Honda, warden of Osaka Detention House.  
Subject: Report on Execution

Name: [Redacted]  
Birth: March 1917  
Residence: [Redacted] Prefecture  
Address: Living services in Koto Prison  
Occupation: None  
Kind of Crime: Murder  
Date and Court of Decision: 1st instance, July 1, 1931 at Osaka High Court.  
2nd instance, S. Mitsuoka's decision July 2, 1931 at appeal withdrawn.

Previous conviction: none  
Date of Execution: Feb. 11, 1941 from 10:55 A.M. to 12:20 P.M. at Osaka Detention House

Witness of execution: Junichi Shida, Procurator of Osaka High  
Prosecutor's Office  
Executive Secretary, Director of Osaka

775009

July 3, 1911 at appeal withdrawn

Previous conviction: none known

Date of Execution: Feb. 11, 1911 from 10.42 a.m. to 10.57 a.m. at  
Osaka Detention House.

Witness of execution: [redacted] Prosecutor of Osaka High  
Prosecutor Office

[redacted] Secretary of Osaka  
High Prosecutor Office

Treatment of Corpse: Nobody asked the corpse of the executed  
by the will of the executed while in life,  
the corpse was sent to  
Osaka City Medical College

Communication while in life: In the form of the executed there  
were his elder brother and young brother.  
For a great distance, there were no explanation  
but communication often between his brother  
and executed.

Remarks: None

7/10/11 H.S./H  
Seisaku Honda  
Warden of Osaka  
Detention House

●死刑執行始末書【整理番号 141】

広島刑務所

1949年3月25日

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 広島刑務所長 こまだ やすなが

件名： 死刑執行に関する報告

氏名： M. K.

生年月日： 1915年6月〇〇日。 《記者注：33歳》

本籍地： 〇〇県〇〇市〇〇町××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所：

第1審： 1947年7月31日 広島地方裁判所呉支部。

第2審： 1948年5月21日 広島高等裁判所。

第3審及び判決確定： 1948年6月21日 最高裁判所 上告<sup>?</sup>取下げ。

前科： 2犯。

執行日： 1949年3月25日午前9時54分～午前10時6分 広島刑務所。

執行立会者： 広島高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

広島高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 我々は広島警察署を通じて同人の父が被執行者の遺体を受け取ることができるか否か尋ねた。しかし、同人の父はそのような意思を有していなかった。それゆえ、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 実家には同人の父、弟及び妹がいた。彼らは、同人の存命中、同人に会うために5回訪れ、同人に対して19回手紙を書いた。

同人の知人も同人に何回か手紙を書いた。

特記事項： なし。

広島刑務所長  
こまだ やすなが

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 142】

(翻訳)

福岡刑務所

(1949年5月28日に P. B. に送達)

宛先： 法務庁矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 福岡刑務所長 あらまき せいしゅう

件名： 執行に関する報告

-----

氏名： K. S. こと K. S.

年齢： 34歳。

本籍地： 朝鮮〇〇道〇〇郡〇〇面〇〇堂番地不明。

現住所： 〇〇市〇〇町〇〇飯場。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所：

第1審： 1946年1月 松山地方裁判所。

第2審： 1946年9月13日 広島高等裁判所。

第3審及び確定判決： 1947年1月25日 最高裁判所 上告棄却。

前科： なし。

執行日： 1949年4月30日午前10時00分～午前10時?8分 福岡刑務所。

執行立会者： 福岡地方検察庁検察官 《職名》 〇〇〇 〇〇〇。

福岡地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 誰も引き取りを求めなかったため、被執行者の意思により、遺体は火葬され、刑務所の墓地に埋葬された。

存命中の通信： なし。

特記事項： なし。

福岡刑務所長  
あらまき せいしゅう

TT/TK



●死刑執行始末書【整理番号 143】

札幌刑務所

1949年6月20日付

宛先： 法務総裁殖田俊吉様

差出人： 札幌刑務所長 はまだ みのる

件名： 執行に関する報告

氏名： S. A.

年齢： 28歳。

本籍地： 北海道〇〇郡〇〇村〇〇××番地。

現住所： 北海道〇〇郡〇〇村〇〇町〇丁目〇番〇号。

職業： 炭鉱夫。

罪名： 強盗殺人及び傷害未遂。

判決： 死刑、1947年7月7日 札幌地方裁判所（第1審）。

死刑、1948年6月30日 札幌高等裁判所。

前科： なし。

執行日： 1949年6月10日午前10時20分 札幌刑務所。

執行立会者： 札幌高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

札幌高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 被執行者の意思により、遺体は〇〇大学医学部に送られた。

存命中の通信： 被執行者と家族の間で多くの通信がなされた。

特記事項： なし。

札幌刑務所長  
はまだ みのる

TT/TK

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 144】

札幌刑務所（矯正保護局連絡係員 T. くらたにより

1949年8月19日に P. B. に送達）

宛先： 法務総裁 殖田俊吉様  
差出人： はまだ みのる 札幌刑務所長  
件名： 死刑執行に関する報告

-----

氏名： (K. S. こと) K. S. G.  
年齢： 28歳。  
本籍地： 朝鮮〇〇道〇〇郡〇〇面〇〇××番地。。  
現住所： 北海道〇〇郡〇〇村〇〇町××番地〇〇番〇〇号。  
職業： 炭鉱の運搬夫。  
罪名： 強盗殺人、傷害未遂。  
判決日及び裁判所：

第1審： 1947年7月7日 札幌地方裁判所 死刑。

第2審： 1947年9月23日 控訴取下げ。

前科： なし。

執行日： 1949年6月10日午前11時35分 札幌刑務所。

執行立会者： 札幌地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

札幌地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 存命中の被執行者の意思により、被執行者の遺体は〇〇大学へと送られた。

存命中の通信： 両親の住所は知れていたものの、被執行者には（法的には婚姻していない）妻があり、その間で緊密な関係を築いた。面会は、同人の妻と知人との間で数回なされた。

特記事項： なし。

はまだ みのる 札幌刑務所長

●死刑執行始末書【整理番号 145】

---

大阪拘置所

1949年7月27日

宛先： 法務総裁 殖田俊吉様

差出人： 大阪拘置所長

件名： 執行に関する報告

-----

氏名： S. O.

年齢： 25歳。

本籍地： ○○市○○区○○町××番地。

罪名： 強盗殺人及び殺人。

判決日： 1947年9月20日 大阪高等裁判所 死刑判決。

判決確定： 1947年9月26日。

前科： なし。

執行日： 1949年7月19日午前10時44分 大阪拘置所。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 ○○○ ○○○。

大阪高等検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱： 存命中の被執行者の意思により、遺体は○○大学に送られた。

存命中の通信： 被執行者と同人の家族の間の通信は非常に多くなされた。

特記事項： なし。

大阪拘置所長  
ほんだ せいいち

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 146】

福岡刑務所

(1949年8月19日に P. B. に送達)

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 福岡刑務所長 あらまき せいしゅう

件名： 執行に関する報告

-----

本籍地： ○○県○○郡○○村○○××番地。

現住所： ○○県○○郡○○町○○××番地 ○○方。

氏名： H. A.

年齢： 30歳。

職業： トラック運転手。

罪名： 強盗殺人及び死体遺棄。

判決及び裁判所： 第1審： 死刑： 1946年12月28日 熊本地方裁判所。

第2審： 死刑： 1947年7月15日 福岡高等裁判所。

第3審： 死刑： 1948年9月7日 最高裁判所。 (上告棄却)

前科： なし。

執行日： 1949年7月19日午前10時45分 福岡刑務所。

執行立会者： 福岡地方検察庁検察官 ○○○ ○○○。

福岡地方検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱：

存命中の被執行者の意思により、被執行者の遺体は○○大学へと送られた。

存命中の通信：

存命中、被執行者は父、兄及び知人と数回の面会を行った。

特記事項： なし。

福岡刑務所長  
あらまき せいしゅう

●死刑執行始末書【整理番号 147】

(1949年8月19日に P. B. に送達)

宮城刑務所

1949年7月23日

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 宮城刑務所長 くもん たけし

件名： 執行に関する報告

氏名： H. K.

年齢： 30歳。

本籍地： ○○市○○区○○××番地。

現住所： ○○市○○区○○町××番地。

罪名： 強盗、殺人、窃盗、住居侵入、強盗、公務執行妨害及び殺人未遂、銃砲等所持禁止令違反。

判決日及び裁判所：

第1審： 1948年5月25日 横浜地方裁判所横須賀支部。

第2審： 1948年7月23日 東京高等検察庁<sup>(ママ)</sup> (控訴取下げ)

前科： 脅迫及び傷害のため横浜地方裁判所により懲役1年10月。

執行日： 1949年7月20日午前9時34分 宮城刑務所。

執行立会者： 宮城検察庁事務官 ○○○ ○○○。

宮城検察庁検察官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱： 被執行者の遺体は、○○市○○区で暮らしている同人の父に引き渡された。

存命中の通信： 面会： 母と33回、妻と40回、おじと1回、父と2回、弟と2回。

特記事項： なし。

宮城刑務所長  
くもん たけし

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 148】

大阪拘置所

1949年7月27日

(1949年8月20日に

P. B. に送達)

宛先： 法務総裁 殖田俊吉様

差出人： 大阪拘置所長 ほんだ せいいち

件名： 執行に関する報告

-----

氏名： K. S.

現住所： ○○市○○区○○町××番地。

年齢： 25歳。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所： 1947年9月20日 大阪高等裁判所 死刑。

1949年3月9日 最高裁判所 死刑。 (上告棄却)

前科： なし。

執行日： 1949年7月20日午前10時32分 大阪拘置所。

執行立会者： 大阪高等検察庁検察官 ○○○ ○○○。

大阪高等検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱： 存命中の被執行者の意思により、被執行者の遺体は○○大学医学部に渡された。

存命中の通信： 被執行者と同人の母との間に7回の面会が行われた。

特記事項： なし。

大阪拘置所長  
ほんだ せいいち

●死刑執行始末書【整理番号 149】

福岡刑務所

1949年7月26日 (1949年8月19日に P. B. に送達)

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 福岡刑務所長 あらまき せいしゅう  
件名： 執行に関する報告

-----

氏名： T. H.

年齢： 26歳。

本籍地： ○○県○○郡○○町○○××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗、強姦、住居侵入及び強盗殺人。

判決： 第1審： 1947年12月27日 福岡地方裁判所 死刑。

第2審： 1948年5月8日 福岡高等裁判所 死刑。

第3審： 1948年12月16日 最高裁判所 死刑 (上告棄却)

前科：

1. 住居侵入及び窃盗 懲役2年以上4年以下 1940年7月24日 直方区裁判所判決。
2. 窃盗 懲役4年 1946年3月5日 飯塚区裁判所判決。
3. 窃盗 懲役2年 1947年10月11日 長崎地方裁判所大村支部判決。

執行日： 1949年7月21日午前10時50分 福岡刑務所。

執行立会者： 福岡高等検察庁検察官 ○○○ ○○○。

福岡高等検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱： 被執行者の意思により、被執行者の遺体は火葬された。遺骨は○○県○○市○○に居住する○○○ ○○○に渡された。

存命中の通信： 家族との通信はなかった。

○○○ ○○○は面会及び通信を行い、大変親密な関係を保っていた。被執行者は同女を母のように慕っていた。

特記事項： なし。

福岡刑務所長  
あらまき せいしゅう

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 150】

---

福岡刑務所

1949年8月3日 (1949年8月22日に P. B. に送達)

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 福岡刑務所長 あらまき せいしゅう

件名： 執行に関する報告

-----  
氏名： T. A.

年齢： 31歳。

本籍地： ○○県○○市○○町××番地。

現住所： ○○市○○町。

職業： 労務者の長。

罪名： 強盗殺人、死体遺棄及び強盗。

判決日：

第1審： 1947年6月19日 広島地方裁判所呉支部 死刑。

第2審： 1947年11月25日 広島高等裁判所 死刑。

第3審： 1948年7月14日 最高裁判所 上告棄却。

前科： なし。

執行日： 1949年7月26日午前10時53分 福岡刑務所。

執行立会者： 福岡地方検察庁検察官 ○○○ ○○○。

福岡地方検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱： 被執行者の意思により、遺体は○○大学医学部に送られた。

存命中の通信： 被執行者と両親及び妻との間に約10回の面会がなされた。

特記事項： なし。

福岡刑務所長  
あらまき せいしゅう



●死刑執行始末書【整理番号 151】

福岡刑務所

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 福岡刑務所長 あらまき せいしゅう

件名： 執行に関する報告

-----

氏名： K. M.

年齢： 24歳。

本籍地： ○○県○○郡○○村○○××番地。

現住所： 同上。

職業： 日雇い労働者。

罪名： 尊属殺及び死体遺棄。

判決日及び裁判所：

第1審： 1947年5月23日 広島地方裁判所。

第2審： 1947年8月25日 広島高等裁判所。

第3審： 1948年3月12日 最高裁判所 (上告棄却)。

前科： なし。

執行日： 1949年7月27日午前10時30分。

執行立会者： 福岡地方検察庁検察官 ○○○ ○○○。

福岡地方検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱： 被執行者の遺体を受け取ることを求める者がいなかったため、被執行者の遺体は○○大学医学部へ送られた。

存命中の通信： なし。

特記事項： なし。

福岡刑務所長  
あらまき せいしゅう

T/TK

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 152】

福岡刑務所

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 福岡刑務所長 あらまき せいしゅう  
件名： 執行に関する報告

氏名： S. S.

年齢： 24歳。

本籍地： ○○県○○郡○○町○○××番地。

現住所： ○○市○○町○丁目××番地 ○○方。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所：

第1審： 1947年7月30日 長崎地方裁判所。

第2審： 1948年1月27日 福岡高等裁判所。

第3審： 1948年10月21日 最高裁判所。 (上告棄却)

前科： なし。

執行日： 1949年7月28日午前11時00分 福岡刑務所。

執行立会者： 福岡高等検察庁検察官 ○○○ ○○○。

福岡高等検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱：

被執行者の遺体は火葬され、遺骨は○○市○○町××番地に居住する兄の○  
○○ ○○○に引き渡された。

存命中の通信：

被執行者は同人の兄弟及び両親と約50回面会した。

特記事項：

なし。

福岡刑務所長  
あらまき せいしゅう

●死刑執行始末書【整理番号 153】

大阪拘置所

1949年11月10日

(1949年11月18日に  
P. B. に送達)

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 大阪拘置所長 玉井策郎  
件名： 執行に関する報告

氏名： K. Y.

年齢： 45歳。

本籍地： ○○府○○郡○○村大字○○××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所：

第1審： 1947年10月7日 大阪地方裁判所。

第2審： 1948年2月5日 大阪高等裁判所。

第3審： 1949年2月1日 最高裁判所。 (上告棄却)

前科： 1. 傷害： 罰金50円。 2. 傷害： 懲役3月。 3. 賭博、銃砲火薬類取締法違反、漁業法施行規則違反： 罰金80円。

執行日： 1949年11月9日午前10時40分～午前10時56分18秒。

執行立会者：

大阪高等検察庁検察官 ○○○ ○○○。

大阪高等検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱：

同人の家族の求めにより、被執行者の遺体は家族の元に送られた。

存命中の通信： ○○県に居住する同人の家族には、同人の妻及び長子がいる。同人の妻らは大阪から遠方であるにもかかわらず同人が存命中に同人に会うために大阪にやってきた。大阪に居住する兄弟も同人に会うために頻りにやってきた。被執行者と彼らとの間に非常に多くの通信や面会がなされ、存命中には密接な関係があった。

特記事項： 執行前に同人は過去の犯罪に対する反省の中で、同人の最期から得るものがないことを非難し、後に残される同人の妻及び息子が哀れであり、初めて心配になったものの、今や自らは改心しており、言い残すことはないと言った【英文の意味がやや不明な箇所がある】。

大阪拘置所長  
玉井策郎

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 154】

大阪拘置所

1949年11月19日

(1949年11月30日に  
P. B. に送達)

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様

差出人： 大阪拘置所長 玉井策郎

件名： 執行に関する報告

氏名： A. T.

年齢： 26歳。

本籍地： ○○県○○郡○○村○○××番地。

現住所： ××番地。

職業： 農業。

罪名： 強盗殺人。

判決日及び裁判所：

第1審： 1948年2月24日 神戸地方裁判所洲本支部。

第2審： 1948年9月29日 大阪高等裁判所。

確定： 1948年10月5日。

前科： なし。

執行日： 1949年11月18日午前10時59分30秒～午前11時14分48秒。

執行立会者：

大阪高等検察庁検察官 ○○○ ○○○。

大阪高等検察庁事務官 ○○○ ○○○。

遺体の取扱： 被執行者の遺体を受け取ることを求める者が誰もおらず、解剖実習の必要を満たすためにとの存命中の被執行者の要望により、被執行者の遺体は○○大学医学部に送られた。

存命中の通信：

同人には長子がいた。他に祖父母、両親、3人の弟及び妹がいた。彼らは当所から遠方に居住していたため、面会はなかった。しかし、第1審審理中、被執行者と同人の家族との間に多くの面会がなされ、親密な関係があった。

特記事項： 執行前に同人は、同人の後に何も残らないと述べるとともに、当所の職員に対し長きにわたる世話へのお礼を述べた。そして、秋の朝にこの世界を後にして【文字不鮮明のため判読不能】楽しくなるようなこの世界を後にするという日本の31文字の詩に遺言を残した。

大阪拘置所長  
玉井策郎

●死刑執行始末書【整理番号 155】

札幌刑務所

1949年12月15日

(T. くらたにより  
1949年1月19日に  
P. B. に送達)

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 札幌刑務所長 はまだ みのる  
件名： 執行に関する報告

氏名： N. T.

年齢： 22歳。

本籍地： 北海道〇〇郡〇〇村字〇〇××番地。

現住所： 北海道〇〇郡〇〇町〇〇市場内。

職業： 漁業。

罪名： 強盗致死。

判決日及び裁判所：

第1審： 1948年2月9日 札幌地方裁判所。

第2審： 1948年7月21日 札幌高等裁判所。

判決確定： 1948年7月27日。

前科： 窃盗のため1946年9月5日に釧路地方裁判所により懲役1年。

執行日： 1949年12月2日午前11時20分～午前11時33分03秒。

執行立会者：

札幌高等検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

札幌高等検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 存命中の被執行者の要望により、被執行者の遺体の引き取りを知らせる目的で電報が〇〇郡〇〇村字〇〇に居住する兄に送られた。しかし、同人の兄からは何の返答もなかったため、我々は〇〇郡〇〇村字〇〇に居住する同人の父に知らせることとしたところ、同人の父から自らは当所に赴くことができず、我々の指揮に完全に任せるとの返答を得た。そのため、我々は当所の墓地に埋葬した。

存命中の通信： 〇〇刑務支所収容中、同人の父、兄、妹と被執行者との間に親密な関係による多くの面会と通信がなされた。

特記事項： 執行される際、同人は平静を保ち、同人の過去の犯罪を深く悔いながら、この世を去った。

札幌刑務所長  
はまだ みのる

死刑執行始末書56件の紹介

●死刑執行始末書【整理番号 156】

札幌刑務所

1949年12月27日

(T. くらたにより  
1950年1月16日に  
P. B. に送達)

宛先： 矯正保護局長 古橋浦四郎様  
差出人： 札幌刑務所長 はまだ みのる  
件名： 執行に関する報告

氏名： B. M.

年齢： 23歳。

本籍地： 東京都〇〇区〇〇町〇丁目××番地。

現住所： 住所不定。

職業： 無職。

罪名： 強盗致死及び強盗強姦殺人。

判決日及び裁判所：

第1審： 1948年4月24日 札幌地方裁判所。

判決確定： 1948年5月2日。

前科： 窃盗のため1946年9月25日東京地方裁判所により懲役1年6月執行猶予3年。

執行日： 1949年12月15日午前11時22分～午前11時37分20秒。

執行立会者：

札幌地方検察庁検察官 〇〇〇 〇〇〇。

札幌地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

札幌地方検察庁事務官 〇〇〇 〇〇〇。

遺体の取扱： 存命中の被執行者の要望により、被執行者の死後の髪は本籍に居住する  
同人の父〇〇〇 〇〇〇に送られ、被執行者の遺体は解剖実習のために〇〇大学医  
学部送到了。

存命中の通信： 同人の家族は父、母、兄、同人の4人からなっていた。同人の両親は  
同人を優しく愛していた。同人の収容されている当所からは大変遠くに居住してい  
たため、面会はなかったものの、被執行者と家族との間には親密な関係による大変  
多くの通信があった。

特記事項： 被執行者の共犯者は、無期懲役とされていた。同人が執行されたとき、共  
犯者は冷静であり、落胆しているようには全く見えなかった【一部文字不鮮明のため  
意味不明確】。

札幌刑務所長  
はまだ みのる

\*本研究は、一般財団法人司法協会平成24年度研究助成「日本における死刑の実際——死刑選択基準及び死刑執行——」による研究成果の一部です。記して謝意を表します。